

議案第7号

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年加西市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（市営住宅及び共同施設の整備基準）

第2条の2 法第5条第1項及び第2項の規定による条例で定める整備基準は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）で定める基準をもって、その基準とする。

第6条第1項第4号を次のように改める。

（4） その者の収入が入居の申込みをした日において、次のアからエまでに掲げる場合に
じ、当該アからエまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が次のいずれかに該当する場合 259,000円

（ア） 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

（イ） 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が80歳以下であること。

イ 入居者が次のいずれかに該当する場合 214,000円

（ア） 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度である者がある場合

（イ） 入居者又は同居者に次項第3号から第7号（第5号を除く。）のいずれかに該当する者がある場合

（ウ） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

ウ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合
214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

第6条第2項第2号中「（昭和45年法律第84号）」を削る。

第7条第2項中「第6条第1項第4号イ」を「第6条第1項第4号ウ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

(審議資料)

地域主権改革一括法（第1次一括法）の施行による公営住宅法の改正に伴い、入居収入基準及び整備基準を条例で定めることとされたため、必要な改正を行うもの。

【要旨】

公営住宅法施行令及び公営住宅等整備基準を参酌し規定

(市独自基準)

- ・子育て世帯の裁量階層を「中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯」に緩和
- ・若年夫婦世帯（夫婦の合計年齢80歳以下）を裁量階層として新たに位置付け